公益社団法人地域医療振興協会及び地域医療振興協会健康保険組合が共同で実施する健康診査事業及び生活習慣病予防事業の公表について

公益社団法人地域医療振興協会
代表理事　吉新　通康
地域医療振興協会健康保険組合
理事長　小池　宏明

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、グループによる共同利用については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。公益社団法人地域医療振興協会と地域医療振興協会健康保険組合（以下「JADECOM けんぽ」という。）は、健康診査事業及びこのデータを活用した生活習慣病予防事業を共同実施し、健診データ及び受診データ（以下「健診データ等」という。）を共同利用します。

したがって、法律で求められている①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、③共同利用する者の範囲、④共同利用する者の利用目的、⑤個人データ管理責任者名もしくは名称について、次のように公表いたします。

１．公益社団法人地域医療振興協会及び JADECOM けんぽの健康診査事業及び生活習慣病予防事業の共同実施及び健診データ等の共同利用

公益社団法人地域医療振興協会と JADECOM けんぽは、職員（被保険者）の健康管理を考える上で効率的、効果的であるため、健康診査事業及び生活習慣病予防事業を共同実施することとしました。このため、健診データ等を共同利用します。

２．共同利用する個人データ項目

（１）健診データ項目

○ 内科診察：問診と聴打診、既往歴及び業務歴の調査、自覚症状及び他覚症状の有無の検査

○ 身体計測：身長、体重、腹囲、ＢＭＩ

○ 血圧測定：収縮期血圧、拡張期血圧

○ 視力・聴力検査（会話法あるいはオージオメーター）

○ 肝機能検査：ＧＯＴ、ＧＰＴ、γ－ＧＴＰ、総蛋白、アルブミン、総ビリルビン、ＬＤＨ、ＡＬＰ

○ 膵臓検査：アミラーゼ

○ 血中脂質・尿酸検査：総コレステロール、中性脂肪、ＨＤＬ－コレステロール、ＬＤＬ－コレステロール、尿酸
○ 血糖検査（糖代謝）：空腹時血糖、ＨｂＡ１ｃ
○ 血液検査（貧血検査）：白血球、赤血球、血色素量、Ｈｔ、血液像、血小板、ＭＣＨ、ＭＣＶ、ＭＣＨＣ
○ 血清検査：尿素窒素、クレアチニン
○ 尿検査：尿糖、尿蛋白、尿潜血、尿沈査、尿ウロビリノゲン
○ 便潜血反応検査
○ 胸部Ｘ線
○ 心電図検査（安静時あるいは負荷）
○ 胃透視又は胃内視鏡検査
○ 腹部超音波検査（肝臓、胆のう、脾臓、膵臓、腎臓）
○ 肺機能測定：努力肺活量、一秒量、一秒率、％ＶＣ
○ 前立腺検査
○ 子宮がん検査（内診、細胞診、女性のみ）
○ 乳がん検査（視触診、マンモグラフィー）
○ 眼底検査
上記検査等通知のほか、各項目の判定結果、総合判定・指導事項
※下線部分は、労働安全衛生法に定める健診項目（法定健診）

（２）受診データ項目
生活習慣病の発症リスクが高い方の未受診情報（例：血圧が高く、高リスク保有判定値を上回る方で医療機関を受診していない等。ただし、病歴、治療内容等のレセプトの詳細な情報は含まれません。）

３．健診データ等を共同利用する者の範囲及び管理責任者

	共同利用する者の範囲	管理責任者
公益社団法人地域医療振興協会	・事務局医療人材部 ・各事業所の総務人事部門 （以下まとめて「各事業所総務人事部門」という。）	・事務局医療人材部長 TEL：03-5210-2921 ・各事業所代表者 （施設管理者）
JADECOM けんぽ	保健事業担当者	・常務理事 TEL：03-5579-8604

４．健診データ等を共同利用する者の利用目的
（１）各事業所総務人事部門においては、労働安全衛生法の目的に沿って、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進します。また、

職場だけでなく、労働者が健康な日常生活を送れるように、JADECOM けんぽとともに、健康の保持・増進に努めます。

具体的健診データの利用は、担当部課にデータ保存し、各事業所の産業医の判定と指示にしたがって、健康相談、健康指導を実施します。

（２）JADECOM けんぽにおいては、健康保険法第 150 条の趣旨に則り、各事業所総務人事部門とともに、被保険者の健康の保持・増進に努めます。

具体的健診データの利用は、健保組合のコンピューターにデータ保存し、事業所の産業医による健康相談、健康指導を実施します。また、生活習慣病対象者及びその予備軍を、健診データを基に抽出し、健康教育を行います。

（３）公益社団法人地域医療振興協会と JADECOM けんぽは、生活習慣病の予防を目的に健診データを共同利用のうえ、次の①②の事業を実施します。

① 健診結果およびリスク保有者データの共有による事後指導

事業所と JADECOM けんぽが共同で実施する生活習慣病予防健診の「生活習慣病関連項目（血圧・脂質・血糖など）」及びその検査値がリスク保有判定値を上回る者について、情報を共有し、該当者の事後指導に活用します。

② 高リスク保有者に対する医療機関への受診勧奨

治療が必要と判断される「高リスク保有者」に対して、JADECOM けんぽより「お知らせ」による受診勧奨を実施します。受診勧奨した後（概ね３ヶ月経過後）、医療機関への受診が確認できない場合は、事業所より受診勧奨を行います。

本事業の事業内容及び目的に沿った利用範囲内でのみ使用し、人事評価等に用いられることは一切ございません。上記の目的以外で使用された場合は、責任者および違反者に罰則が課せられます。なお、本事業でのデータ共有について同意されない場合は、事業所もしくは健保組合にお申し出ください。

以　　上